

あっ!👋
その作物には
使えないよ!



知って納得

農薬の使い方ガイド

お問い合わせ先

公益社団法人
緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-12-11
TEL.03-5209-2511 FAX.03-5209-2513
<https://www.midori-kyokai.com>

クロップライフジャパン

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-3-6
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
<https://croplifejapan.org>

農薬に関する相談や農薬の安全性と適正使用
などに関する講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会 ☎03-5209-2512

あなたの農薬の使い方、間違っていないですか？

その作物に使えるかどうか製品ラベルをよく読みましょう。

ラベルにトマトって
書いてあるから
ミニトマトに
使えるかな？



●名前にだまされないで！

同じ作物でも大きさや収穫部位などが違うと農薬登録上は別の作物になります。適用のない作物に使用すると、農薬残留量が基準値を超えて出荷停止になる場合があります。

●「だろう」で使ってはダメ！

「はてな？」と思ったときは、事前に相談をしましょう。作物に使用できるか分からない、不安に思うときは、製品に記載されている問い合わせ先、指導機関(病虫害防除所、普及センター等)、JA・販売店、(公社)緑の安全推進協会等に事前に相談しましょう。

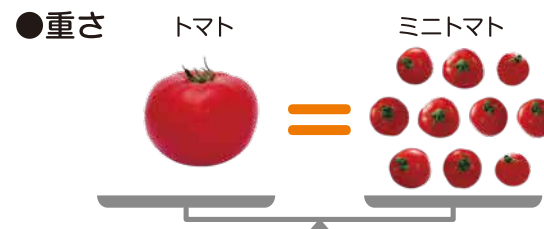
「間違いやすい作物」の例については裏面をご覧ください。

■適用病害虫と使用方法

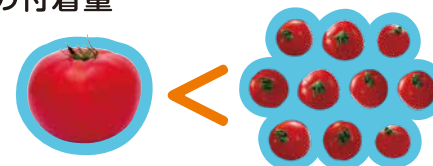
作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期
トマト	オオタバコガ	1000～2000倍	100～300ℓ/10a	収穫前日まで
ミニトマト				収穫7日前まで

トマトとミニトマトが
別の作物になる理由

同じ重さで比べると…



●農薬の付着量



ミニトマトは表面積が大きく付着量も多くなる

●農薬の残留量



農薬の残留量が大きく異なる

散布1～7日後のミニトマトでの残留量はおおむねトマトの2～3倍という報告があります。
独立行政法人 農林水産省消費安全技術センターの農薬検査所報告第36号(平成8年)

えんどうまめと
さやえんどうが
別の作物になる理由



えんどうまめ
豆類(種実)

食べる部分に
散布液が直接かからない

収穫部位・
時期が異なる

さやえんどう
豆類(未成熟)

食べる部分に
散布液が直接かかる

農薬の残留量が大きく異なる



レタス
結球

散布液が
奥までかからない

形が違う



リーフレタス等
非結球

散布液が
奥までかかる

農薬の残留量が大きく異なる

収穫時期や収穫部位が異なる作物や、形・大きさが異なる作物では、農薬の残留量も異なります。そのため、農薬の登録上、これらは別の作物と見なされます。

これって実は 農薬登録上は別の作物 です!!

作物の名前が似ていても収穫物の形態、収穫時期、収穫部位などが異なる場合には別の作物として農薬登録されることがあり、希釈倍数や使用時期などの確認が必要です。不明な場合は、指導機関等に相談しましょう。

大きさが違う



トマト



ミニトマト



だいこん



はつかだいこん



ピーマン



とうがらし



ししとう



ねぎ



わけぎ



あさつき



大粒種ぶどう



小粒種ぶどう

収穫部位が違う



さといも



さといも(葉柄)



しそ



しそ(花穂)

「やまのいも」/「やまのいも(むかご)」/「さんしょう(葉)」/「さんしょう(果実)」も別の作物になります。

収穫時期が違う

とうもろこし



とうもろこし(子実)



未成熟とうもろこし



ヤングコーン

「メロン」/「漬物用メロン」/「すいか」/「漬物用すいか」も別の作物になります。

収穫部位・時期が違う



たまねぎ



葉たまねぎ



ごぼう



葉ごぼう

豆類(種実)



だいず

豆類(未成熟)



えだまめ



えんどうまめ



実えんどう



さやえんどう

「いんげんまめ」/「さやいんげん」/「しょうが」/「葉しょうが」/「にんにく」/「にんにく(花茎)」/「葉にんにく」も別の作物になります。

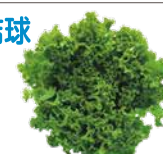
形が違う

結球



レタス

非結球



リーフレタス



ブロッコリー



茎ブロッコリー

「キャベツ」/「メキャベツ」も別の作物になります。

用途が違う

食用



食用ぎく

観賞用



きく

「しょうが」/「うこん」/「さくら」/「食用さくら(葉)」/「てんさい」/「かえんさい」も別の作物になります。

(独)農林水産消費安全技術センターのホームページに詳しい情報が公開されていますので、参照してください。

▶各種通知
●農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について
<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/>

